

Client Alert

15 October 2025

フィリピン：初の著名商標登録（2025 年 8 月）

本アラートに関する
お問い合わせ先：



竹中 陽輔
パートナー
03 6271 9548
Yosuke.Takenaka@bakermckenzie.com

フィリピンでは、2025 年 4 月から著名商標の登録制度が開始された。そして、2025 年 8 月 10 日付で、フィリピン知的財産庁は、Jollibee 社のロゴマーク（登録第 W-PH-2025-000001 号）とその全体イメージ（登録第 W-PH-2025-000002 号）を最初の登録著名商標として正式に認定・宣言した。この著名商標登録は、通達第 2025-009 号（著名商標の宣言及び登録簿の作成に関する規則）に基づき付与されたものである。フィリピンの知的財産の歴史において大きな節目となる登録であり、高い知名度を有する商標に対する保護の強化を意味するものとして注目されている。

新規則に基づき登録された著名商標は、10 年間の保護期間が与えられ、更新が可能である。保護が与えられている期間において、登録著名商標は、商標希釈化や他社の不正競争行為に対する法的防御の強化を享受することが可能となる。他の商標出願があった場合、知的財産庁審査官は、登録著名商標を考慮して審査を行うこととなる。

最初の著名商標登録を取得した Jollibee 社は、フィリピン最大のファストフードチェーンで、同国では象徴的な国産ブランドである。この最初の著名商標登録は、フィリピン知的財産庁がグローバルな知的財産基準に基づき、フィリピン企業のグローバルな事業展開を支援するものとして歓迎されている。